

## 貝塚市高校生海外留学支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成18年貝塚市規則第3号）に定めるもののほか、次世代を担う高校生が異文化への理解を深め国際感覚を養うことを支援することにより、これからのグローバル社会を生きぬく人材を育むため、海外への留学に参加する者（以下「対象生徒」という。）の保護者に対して交付する貝塚市高校生海外留学支援金（以下「支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 この要綱により支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者の保護者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立又は私立の高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、中等教育学校（4～6年次）及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）の正規の課程に在籍している者
- (2) 高等学校等が実施する海外留学プログラム及び高等学校等の校長又は准校長が承認した海外留学プログラム（以下これらを「海外留学プログラム」という。）に、学校教育活動の一環として参加する者。ただし、別に定める交付対象期間に出発し、当該年度内に終了するものに参加する者に限る。
- (3) その保護者が支援金の交付申請時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者
- (4) その保護者が前年度までに支援金（当該対象生徒に係る支援金に限る。）の交付を受けていない者
- (5) その保護者が属する世帯の全員が市税に未納がない者

### (支援金の交付内容)

第3条 支援金の交付額は、交付対象経費の2分の1に相当する額（その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、10万円を上限とする。

2 支援金の交付額は、前項の額又は交付対象経費の実支出額から民間団体等（以下「団体等」という。）から給付された奨学金等の額を引いた額（その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）のいずれか少ない額とする。

3 支援金の交付対象経費は、次に掲げる海外留学費用とする。ただし、支援金の交付年度に支出した事実を証拠書類で確認できるものに限る。

- (1) 国際航空運賃（1往復分に限る。）
- (2) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分に限る。）
- (3) 受入国・地域の国際空港から派遣先までの当該国・地域における交通運賃（1往復分に限る。）
- (4) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続に係る諸費用
- (5) 査証（ビザ）及び旅券（パスポート）の取得手続に係る諸費用
- (6) 海外留学プログラムに必要な研修費、施設利用費等
- (7) 海外傷害保険料

- (8) 宿泊費（ホームステイの場合にあつては、ホストファミリーに支払う費用）
- (9) 高等学校等、地方公共団体又は団体等が主催する海外留学プログラムについては、前各号に掲げる費用の一部又は全部を含む海外留学プログラムの参加費

3 海外留学プログラムの参加者となるための選考費用（受験料、受験会場までの交通費等）その他海外留学が決定する前に生じる費用、海外留学先での小遣い、通学交通費、部活遠征費、通信諸費用、食費、衣服代、事前語学研修費用等に係る費用は、交付対象経費の対象外とする。

（募集期間及び人数）

第4条 募集期間及び人数は、毎年度、予算の範囲内において別に定める。

（交付の申請）

第5条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに貝塚市高校生海外留学支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 海外留学計画書（様式第2号）
- (2) 海外留学プログラム高等学校等承認書（様式第3号）（高等学校等が主催する海外派遣プログラム以外のものに参加する場合に限る。）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 交付対象者が属する世帯の全員の住民票の写し（住民票の写しにより対象生徒の保護者であることが証明できない場合は、それ以外の書類で対象生徒の保護者であることが証明できるもの）
- (5) 交付対象者が属する世帯の全員の市税に未納がない証明（交付申請日の直近1月以内に取得したものに限る。）
- (6) 対象生徒の高等学校等の在籍証明書又は生徒手帳の写し
- (7) その他市長が必要があると認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、支援金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、貝塚市高校生海外留学支援金交付決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）又は貝塚市高校生海外留学支援金不交付決定通知書（様式第6号）により交付対象者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、支援金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 支援金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 海外留学計画を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は海外留学を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 海外留学が予定の期間内に終了しない場合においては、速やかに市長に報告してその

指示を受けること。

(申請の取下げ)

第8条 交付対象者は、交付決定通知書の内容に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に貝塚市高校生海外留学支援金取下書(様式第7号)を市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(変更等の承認)

第9条 交付対象者は、交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る海外留学計画を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)し、又は海外留学を中止し、若しくは廃止するときは、貝塚市高校生海外留学支援金変更申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、貝塚市高校生海外留学支援金交付決定変更通知書(様式第9号)又は貝塚市高校生海外留学支援金交付決定取消通知書(様式第10号。以下「交付決定取消通知書」という。)により、交付対象者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第7条第2号及び前条第1項に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付対象経費の総額の10分の2に該当する金額以内の変更
  - (2) 海外留学計画の細部の変更であって、支援金の額の増額を伴わない変更
- (実績報告)

第11条 交付対象者は、対象生徒の海外留学終了後に速やかに貝塚市高校生海外留学支援金実績報告書(様式第11号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 海外留学の状況が確認できる書類及び写真データ
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 海外留学に係る費用の支出を証する書類
- (4) 貝塚市高校生海外留学支援金精算報告書(様式第12号)(概算払により支援金の交付を受ける場合に限る。)
- (5) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、交付申請書を受けた場合において、その時点で海外留学が既に完了し、交付申請書にその成果が記載されているときは、実績報告書の提出を省略させることができる。

(支援金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る海外留学の成果が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、貝塚市高校生海外留学支援金確定通知書(様式第13号。以下「確定通知書」という。)によ

り、交付対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査の結果、その内容に是正の見込みがなく、支援金を交付することが適当でないと認めたときは、交付決定取消通知書により交付対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 13 条 交付対象者は、確定通知書を受けた場合において、支援金の交付を受けようとするときは、貝塚市高校生海外留学支援金交付請求書(様式第 14 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付の特例)

第 14 条 市長は、支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、支援金を概算払又は前金払により交付することができる。

- 2 交付対象者は、概算払又は前金払により支援金の交付を受けようとするときは、交付決定通知書を受けた後、概算払又は前金払を必要とする理由を付して、貝塚市高校生海外留学支援金交付(概算払・前金払)請求書(様式第 15 号)を市長に提出しなければならない。
- 3 交付対象者は、概算払により支援金の交付を受けた結果、預金利子等が生じた場合は、その預金利子等を当該交付対象経費に充当しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第 15 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。
  - (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 海外留学に参加しなかったとき。
  - (4) 交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (5) 海外留学への参加に関し、不正その他不適切な行為をしたとき。
  - (6) 市長の指示に従わないとき。
  - (7) その他関係法令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、交付すべき支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定取消通知書により交付対象者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、貝塚市高校生海外留学支援金返還命令書(様式第 16 号)により、交付対象者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 17 条 交付対象者は、第 11 条の規定により支援金の交付の決定を取り消された場合において、支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しな

ればならない。

- 2 交付対象者は、支援金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 3 市長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 交付対象者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市高校生海外留学支援金加算金・延滞金免除申請書（様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市高校生海外留学支援金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第 18 号）により、交付対象者に通知するものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第 18 条 市長は、交付対象者が支援金の返還を命じられ、当該支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき同種の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

（書類の保存）

第 19 条 交付対象者は、支援金の申請に関する書類及び帳簿等の関係書類を支援金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（補則）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。